

四万十市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

四万十市教育委員会

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

近年、学校を取巻く環境が複雑化、多様化している中、教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第2条第2項に規定する教育職員（※）をいう。以下同じ。）の業務量は増加・複雑化の傾向にある。

また、第3期四万十市教育振興基本計画で掲げる基本理念「自分の良さや可能性を信じ、未来に向けて、学び続ける^{ひと}人材の創造」「多様性を認め合い、他者と協働し、互いを高め合える^{ひと}人材の創造」「ふるさとを愛し、広い視野を持って、地域社会に貢献できる^{ひと}人材の創造」の実現のためには教育職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境を整備することが必要である。

そのため、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き生きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいを両立し、基本理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、給特法第8条に基づき本計画を策定する。

※教育職員：校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師

(2) 本市の現状

本市では、令和2年4月に「四万十市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定し、教育職員の時間外在校等時間の原則を年間360時間、月45時間以内として定め、超過勤務の縮減と児童生徒に向き合う時間の確保に取り組んできた。

これまで、校務支援システムや保護者連絡ツールといったICT技術の導入・活用等の取り組みにより、勤務時間管理の徹底とともに教育職員の負担軽減を図ってきており、令和6年度の時間外在校等時間の状況はつぎのとおりとなっている。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	約37時間	34.8%	3.1%
中学校	約47時間	56.1%	12.5%

時間外在校等時間が月45時間を上回る割合は、小学校が34.8%、中学校が56.1%となっており、特に中学校については部活動指導の業務を行っているためその割合は高くなっている。

現在、学校が行っている業務は多岐に渡ることから、教育職員が本来の業務に専念できるよう、3分類の業務（学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務）について積極的に見直しを図る必要がある。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均を30時間程度にする

(2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数14日以上を維持する
【直近1年間（令和6年9月～令和7年8月）実績 14.7日】
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を3%まで減少させる
【令和7年度結果 3.8%、令和6年度結果 4.1%、令和5年度結果 9.4%】
- ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値を65以下とする
（全国平均 100）【令和7年度結果 72.3、令和6年度結果 74.2、令和5年度結果 75.2】

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動

各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。

また、保護者や地域住民、スクールガードリーダーと連携し、通学路の見守り活動を推進する。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ね、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

また、補導センターにおいても、早朝や日中に定期的な巡回を行うとともに、花火大会時はPTAと連携のうえ見回りを行う。

補導された児童生徒の引き取りについては、学校警察連絡協議会において、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

既に公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、集金業務の負担を軽減するため、口座振替やインターネットを活用した集金を行う。

④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

「学校におけるカスタマーハラスメント対策マニュアル」（令和8年2月 四万十市教育委員会作成）に基づき、ハラスメントのエスカレートにより学校運営等に支障が生じる場合は、教育委員会が必要に応じて対応の引き継ぎや市の顧問弁護士等への相談を行い、解決を図る。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

①調査・統計への回答

校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発

出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

②学校の広報資料、ウェブサイトの作成・管理

当該業務を学校にて行う場合は、ICT支援員を積極的に活用する。

③ICT機器、ネットワーク設備の日常的な保守・管理

教育委員会と連携しながら、ICT支援員が中心となって行う。

④体育館等の施設・設備の管理

学校施設開放事業における体育館の管理については、教育委員会が委嘱する管理指導員が行う。

⑤部活動

四万十市部活動ガイドラインで定めた活動時間（原則、平日2時間を週4日、休日3時間を週1日）を遵守する。また、部活動の地域展開及び地域連携を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

①給食の時間における対応

給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭を中心に教職員が実施する。

また、給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員全体で緊急時においても対応できるよう組織的な体制を構築した上で実施する。

②授業準備

時間外在校等時間が多い傾向にある規模が大きな学校に、授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を配置するとともに、授業準備におけるデジタル技術の活用を促進する。

③学習評価や成績処理

児童生徒数が多い学校における採点作業等については、教員業務支援員を積極的に活用する。

校務支援システムの機能やデジタルドリル等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

④学校行事の準備・運営

修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教員と事務職員及び教員業務支援員等との協働を促進し、負担軽減を図る。

⑤支援が必要な児童生徒、家庭への対応

特別な支援が必要な児童生徒については、特別支援教育支援員の配置、活用により、学級担任等の負担軽減を図る。また、不登校児童生徒への対応にあたっては、スクールカウンセラーなど外部の専門家のほか、スクールソーシャルワーカー、不登校児指導員等の配置や教育支援センターの効果的な活用を図る。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ デジタル技術の活用により、児童生徒・保護者・職員に対するアンケートや職員会議・校内研修などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を60%にする。【令和6年度結果 43%】

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

ア 時間外在校等時間が月80時間を超えるなど長時間労働による過労が疑

われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、医師等の面接指導を実施するなど必要な取組を行う。

イ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

ウ 心身の健康相談窓口について毎年度当初に全職員へ周知する。

エ 定時退校日を月2回以上設定し、夏季休業期間中に1週間程度の学校閉庁日を設ける。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、所管する学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市教育委員会のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システムで確認し、その他の目標については休暇取得状況の調査及びストレスチェックの分析レポート等により把握する。
- (3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (5) 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・

健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。